

盛岡市監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 8 月 8 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 上下水道局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道部総務課）

修繕請負契約に当たり、見積審査額と異なる価格を予定価格としている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

修繕請負契約の予定価格の決定に当たっては、ミスが生じないようにチェックリストを作成し確認することとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

修繕請負契約の予定価格の決定に当たっては、その業務に係る見積審査額を予定価格とするべきとの認識はあったが、予定価格の記載時に予算額を記載してしまったもの。

今後は、予定価格の決定に当たってはチェックリストを作成し、見積審査額を予定価格とするよう確認するなど、適正な契約事務を行う。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道部水道維持課）

指摘事項 1

業務手当の支給に当たり、支給額に誤りのある事例が見られたので、当該業務手当について、追給の手続を行うことを求める。

指摘事項 2

業務委託契約に係る身分証明書発給事務に当たり、返納の確認がなされていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘事項 1

支給額に誤りのあった作業手当については、正しい支給額を確認し、平成 28 年 5 月 16 日に追給を完了した。

指摘事項 2

平成 28 年 6 月に身分証明書の返却を確認し、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じて取り扱うこととするとともに、適切に事務処理を行った。

また、身分証明書の重要性の意識を徹底するため、課内研修会を開催し、課内の周知を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項1

日額作業手当勤務実績表において、作業内容だけが記載され、手当額の記載が漏れていた。また、月別集計時において担当者がその記載漏れに気付かずに集計したことにより、手当額の支給に誤りがあったものである。

今後は、作業に従事した複数の職員により申請時の記載内容を相互に確認するとともに、月別集計時においても、複数の職員で集計内容及び記載内容を確認するチェック体制を強化することにより再発を防止する。

指摘事項2

身分証明書については、受注者から返却を受けていたが、その後の事務処理を怠っていたものである。

今後は、複数の職員で返却に係る事務手続きを確認するチェック体制を強化することにより再発を防止するとともに、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じ、適正な事務執行を行う。